#### ○秦野市施設予約システム利用規約

平成22年12月20日

施行

改正 平成25年4月1日 平成25年8月15日 平成27年4月20日 平成29年5月20日

平成30年6月26日 令和3年7月1日

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規約は、施設予約システム(以下「本システム」という。)を利 用して、秦野市(以下「本市」という。)が設置する公共施設の利用申込等 の手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等の手続を行うためには、この 規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、本市は本シス テムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、 この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同 意することができない場合は、本システムを御利用いただくことはできませ  $\lambda_{\circ}$ 

(用語の定義)

- 第3条 この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。
  - (1) 施設 本システムにより利用申込等の手続を行う対象として別表1に 掲げるものをいいます。
  - (2) 指定管理者 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 3項の規定により施設の管理を行わせるものとして本市が指定したものを いいます。
  - (3) 利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
  - (4) 利用者カード 利用者に発行される秦野市施設予約カードをいいます。
  - (5) 利用者ID 利用者カードに記載された、利用者カードを一意に識別する 番号をいいます。
  - (6) パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
  - (7) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問合せの受付及び 回答を行う機関をいいます。
  - (8) 利用申込等手続 利用の申込み、取消し等をいいます。

(利用者登録の申請)

- 第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、利用する施設の窓口に おいて、本システムの利用に係る同意と、本人(団体の場合は代表者本人) を確認できる書類等(学生証、運転免許証、マイナンバーカード等)を提示 のうえ、利用者登録申請を行うものとします。
- 2 本システム稼働以前に本市が運用していた施設予約システムにおいて、有 効な利用者登録を行っていた個人又は団体については、その登録内容を引き 継ぐことにより、本システムへの利用者登録申請を行ったものとみなし、本 システムにおいて引き続き利用できるものとします。
- 3 先頭が「00」の利用者IDは、本システム利用時に先頭2桁の「00」を 「777」に読み替えて利用するものとします。

(利用者カードの発行)

- 第5条 本市又は指定管理者は、施設の窓口において、前条により申請のあった登録申請の内容について確認を行い、利用者カード及び利用者登録書を発行するとともに、申請内容及び利用者IDを本システムに登録します。
- 2 登録の区分により、利用申込等が可能となる施設が異なります。登録の区分と利用申込等手続が可能となる施設は、別表2に掲げるものをいいます。
- 3 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を次の各号に注意して取り扱うものとします。
  - (1) 利用者は、利用者カードを受領したときは、直ちに利用者カードの所定欄に署名(団体の場合は団体名を記入)してください。
  - (2) 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理し、使用してください。
  - (3) 利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを窓口に提示してください。
  - (4) 利用者カードは、登録した個人又は団体以外は使用できません。また、 利用者カードは、他人にこれを譲渡し、又は貸与することはできません。
- 4 1人の方が複数の個人登録及び同一の団体が複数の団体登録を行うことはできません。ただし、個人登録済の方が団体登録すること及び登録済団体の代表者又は構成員が個人登録をすることは、可能とします。

(利用者ID並びにパスワードの利用及び管理)

第6条 利用者は、本システムの利用に当たっては、利用者ID及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等申請手続を行うことができ

ます。

- 2 本システムを利用するための利用者ID及びパスワードは非常に大切なものです。次の各号に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。
  - (1) 利用者ID及びパスワードは他人に知られないように管理してください。
  - (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
  - (3) 他人からのパスワードの照会に応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等で問合せすることはありません。
  - (4) 利用者登録を行ったとき及びパスワードを忘失したときは、利用施設の 窓口において、仮パスワードの交付を受けてください。なお、仮パスワー ドは初回ログイン時に変更するものとします。
- 3 本市及び指定管理者は、利用者ID及びパスワードにより行われた利用申込 手続については、本人により行われたものとします。

(利用者カードの紛失又は盗難)

第7条 利用者は、利用者カード及び利用者登録書の紛失又は盗難があったときは、直ちにその旨を利用者登録を行った施設に連絡するものとします。 (利用者カードの再発行)

- 第8条 利用者カードは、再発行しないものとします。
- 2 利用者は、利用者カードを紛失し、又は著しくき損したときは、新たに利 用者登録を行い、利用者カードの発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じたときは、遅滞なく施設の窓口に変更内容が確認できる書類等(学生証、運転免許証、マイナンバーカード等)を提示のうえ、利用者カード及び登録申請書類を提出するものとします。

(利用者登録の期間)

- 第10条 利用者登録の申請がされ、本市又は指定管理者が本システムに登録 した日を登録日とし、登録日から5年間を登録期間とします。
- 2 登録期間中に施設を利用するごとに、その利用日から引き続き5年間を登録期間とします。
- 3 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に利用がなかった場合は、 登録の削除をします。

(利用者登録の抹消)

第11条 利用者は、利用者登録の削除を希望するときは、施設の窓口に登録

申請書類を提出するとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から削除の申出があったときは、本市又は指定管理者は利用者登録を削除します。

- 2 本市及び指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、 利用者登録を削除するものとします。
  - (1) 利用者が虚偽の申請をした場合
  - (2) 利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合
  - (3) 利用者の所在が不明であり、かつ、連絡することが不能である場合
  - (4) その他利用者として不適当と認めた場合 (利用方法)
- 第12条 本システムによる利用申込等手続の具体的な方法については、本市 が別に定めるものとします。

(利用時間)

- 第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。
  - (1) 利用申込等手続 原則24時間
  - (2) 空き状況の照会 原則24時間

ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムを停止するときは、本システムのお知らせ欄で事前にお知らせしますが、本市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問合せ先)

- 第14条 本システムの利用上の問合せは、コールセンターにて次のとおり対応します。
  - (1) 電話による対応 午前9時から午後5時まで

ナビダイアル 0570-073-489

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に定める休日並びに1月2日から同月3日まで及び12月2 9日から同月31日までを除く平日のみの対応とします。

- (2) Webフォームによる対応 原則 2 4 時間受付 次のWebページからリンクしています。
  - 本システムトップページ

(https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/Wgp\_Map.aspx)

・神奈川電子自治体共同運営サービストップページ

(https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0108/e-kanagawa/) ただし、回答については第1号の対応日時と同様とします。

(利用環境)

- 第15条 本システムは、次の機器で利用することができます。
  - (1) インターネットに接続できる電子計算機
  - (2) スマートフォン (一部OSを除く。)
- 2 利用できる環境は、利用者ガイドブック等でお知らせします。

(抽選申込件数の制限)

第16条 利用者が1か月に抽選申込みをすることができる件数の上限は、別表3のとおりとします。

(予約変更・取消しの受付期限)

- 第17条 利用者からの本システムを利用した予約変更・取消しの受付期限は、 別表4のとおりとします。ただし、入金済みの予約については予約変更・取 消しができません。
- 2 利用者は、別表 4 の受付期限を過ぎてから又は入金済みの予約について予約変更・取消しを行おうとするときは、利用する施設にその旨を申し出ることとします。
- 3 本市及び指定管理者は、前項のとき及び利用者が予約変更・取消しを行わずに施設を利用しなかったときは、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第18条 本システムが障害等により、利用できなくなったときは、速やかに コールセンターに御連絡いただくようお願いします。

(利用申込等)

第19条 利用者は、原則として本システムにより、利用申込等を行うものと します。

(利用の承認)

第20条 本市及び指定管理者は、本システムの予約結果画面により、利用の 承認の通知を行うこととします。なお、利用者から申出があったときは、別 に本市又は指定管理者が定める手続により通知することとします。

(減免の申請)

第21条 利用者は、使用料又は利用料の減免を受けようとするときは、本シ

ステムによらず、別に本市又は指定管理者が定める手続により申請等を行う こととします。

(減免の承認)

第22条 本市及び指定管理者は、本システムの予約結果画面の料金の表示により、使用料及び利用料の減免の承認の通知を行うこととします。なお、利用者からの申出があったときは、別に本市又は指定管理者が定める手続により通知することとします。

(禁止事項)

- 第23条 本システムの利用に当たっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。
  - (1) 本システムを利用申込等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。
  - (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
  - (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
  - (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
  - (5) 他人の利用者ID及びパスワードを不正に使用すること。
  - (6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第24条 本市は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が 明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる理由がある場合は、利 用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措 置を行うことができるものとします。

(免責事項)

- 第25条 本市及び指定管理者は、利用者が本システムを利用したことにより 発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任 を負いません。
- 2 本市は、本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第26条 本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権 は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれてい るプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止しま す。 (本システムへのリンク)

第27条 本システムへのリンクはトップページ

(https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/Web/Wgp\_Map.aspx) に設定してください。この場合、フレーム内に取り込む形でのリンクは御遠慮ください。なお、ページの構成変更等によりURLが変更になることがありますので、御了承ください。

(個人情報の保護)

第28条 本市及び指定管理者は、利用者の個人情報を本来の目的以外に利用 又は提供せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(準拠法及び管轄)

- 第29条 この規約は、日本国法に準拠するものとします。
- 2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と本市の間に生じる全ての 紛争については、横浜地方裁判所小田原支部を第一審の専属的合意管轄裁判 所とします。

(利用規約の変更)

- 第30条 本市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行う ことなく、この規約を変更することができるものとします。
- 2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約の変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。 附 則
  - この規約は、平成22年12月20日から適用します。

附 則(平成25年4月1日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月15日)

この規約は、平成25年8月15日から施行する。

附 則(平成27年4月20日)

この規約は、平成27年4月20日から施行する。

附 則(平成29年5月20日)

この規約は、平成29年5月20日から施行する。ただし、別表1の改正規定中「秦野市立サンライフ鶴巻」の次に「秦野市広畑ふれあいプラザ」及び「秦野市末広ふれあいセンター」を加える部分、別表3の改正規定中秦野市広畑ふれあいプラザの項及び秦野市末広ふれあいセンターの項を加える部分並びに別表3の次に1表を加える改正規定中秦野市広畑ふれあいプラザの項及び秦野市

末広ふれあいセンターの項は、平成29年11月20日から施行する。

附 則(平成30年6月26日)

この規約は、平成30年6月26日から施行する。

附 則(令和3年7月1日)

この規約は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表1 (第3条関係)

秦野市立野緑地スポーツ広場

別表1(第3条関係)
施設名
クアーズテック秦野カルチャーホール
秦野市保健福祉センター
秦野市ほうらい会館
はだのこども館
秦野市曲松児童センター
秦野市立東公民館
秦野市立本町公民館
秦野市立上公民館
秦野市立北公民館
秦野市立南公民館
秦野市立西公民館
秦野市立南が丘公民館
秦野市立大根公民館
秦野市立渋沢公民館
秦野市立鶴巻公民館
秦野市立堀川公民館
秦野市カルチャーパーク(庭球場・中栄信金スタジアム秦野)
メタックス体育館はだの
NITTANパークおおね (庭球場・多目的広場)
秦野市立サンライフ鶴巻
秦野市なでしこ運動広場(庭球場・多目的広場)
秦野市立野緑地庭球場
de mar la la marca del constanta

秦野市寺山スポーツ広場
秦野市末広自由広場
秦野市栃窪スポーツ広場
秦野市テクノスポーツ広場
秦野市広畑ふれあいプラザ
秦野市末広ふれあいセンター
秦野市立本町小学校
秦野市立南小学校
秦野市立東小学校
秦野市立北小学校
秦野市立大根小学校
秦野市立西小学校
秦野市立上小学校
秦野市立広畑小学校
秦野市立渋沢小学校
秦野市立末広小学校
秦野市立南が丘小学校
秦野市立堀川小学校
秦野市立鶴巻小学校
秦野市立本町中学校
秦野市立南中学校
秦野市立東中学校
秦野市立北中学校
秦野市立大根中学校
秦野市立西中学校
秦野市立南が丘中学校
秦野市立渋沢中学校
秦野市立鶴巻中学校

# 別表2 (第5条関係)

登録区分	施設名	
個人登録	クアーズテック秦野カルチャーホール	
	秦野市カルチャーパーク (庭球場のみ)	

NITTANパークおおね(庭球場のみ)		
	秦野市なでしこ運動広場 (庭球場のみ)	
	秦野市立野緑地庭球場	
団体登録	別表1に掲げる全ての施設	

## 別表3 (第16条関係)

施設名	場所	申込制限
クアーズテック秦野カル	練習室・会議室・和室	各部屋ごとに1日に
チャーホール		つき2件
秦野市保健福祉センター	多目的ホール	2件
	多目的ホール以外の場所	5件
全ての公民館	全ての場所	公民館ごとに2件
秦野市カルチャーパーク	庭球場	5件
	中栄信金スタジアム秦野	5件
メタックス体育館はだの	メインアリーナ・武道	全体で5件
	場・弓道場	
	会議室	5件
NITTANパークおお	庭球場	5件
ね	多目的広場	5件
秦野市立サンライフ鶴巻	全ての場所	5件
秦野市なでしこ運動広場	庭球場	5件
	多目的広場	上限なし
秦野市立野緑地庭球場	庭球場	5件
秦野市立野緑地スポーツ	多目的広場	上限なし
広場		
秦野市寺山スポーツ広場	多目的広場	上限なし
秦野市末広自由広場	多目的広場	上限なし
秦野市栃窪スポーツ広場	多目的広場	上限なし
秦野市テクノスポーツ広	多目的広場	上限なし
場		
秦野市広畑ふれあいプラ	全ての場所	2件
ザ		
秦野市末広ふれあいセン	全ての場所	2件

ター		
秦野市立本町小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立南小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立東小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立北小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立大根小学校	体育館	上限なし
秦野市立西小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立上小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立広畑小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立渋沢小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立末広小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立南が丘小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立堀川小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立鶴巻小学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立本町中学校	体育館	上限なし
	格技室	上限なし
秦野市立南中学校	体育館	上限なし
秦野市立東中学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
秦野市立北中学校	全ての場所	上限なし

秦野市立大根中学校	校庭・体育館	上限なし
	格技室	上限なし
秦野市立西中学校	体育館	上限なし
	格技室	上限なし
秦野市立南が丘中学校	校庭	上限なし
	体育館	上限なし
	格技室	上限なし
秦野市立渋沢中学校	体育館	上限なし
	格技室	上限なし
秦野市立鶴巻中学校	体育館	上限なし
	格技室	上限なし
上記以外の施設及び場所については、抽選を実施していません。		

## 別表第4 (第17条関係)

施設名	場所名	予約変更・取消し期
		限
クアーズテック秦野カルチャ	練習室・会議室・和室	利用日の7日前
ーホール		
秦野市保健福祉センター	多目的ホール	利用日の30日前
	多目的ホール以外の	利用日の7日前
	場所	
秦野市ほうらい会館	全ての場所	利用日の7日前
はだのこども館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市曲松児童センター	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立東公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立本町公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立上公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立北公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立南公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立西公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立南が丘公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立大根公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立渋沢公民館	全ての場所	利用日の7日前

秦野市立鶴巻公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立堀川公民館	全ての場所	利用日の7日前
秦野市カルチャーパーク	庭球場	利用日の7日前
	中栄信金スタジアム	利用日の7日前
	秦野	
メタックス体育館はだの	全ての場所	利用日の7日前
NITTANパークおおね	庭球場	利用日の7日前
	多目的広場	利用日の7日前
秦野市立サンライフ鶴巻	全ての場所	利用日の7日前
秦野市なでしこ運動広場	庭球場	利用日の7日前
	多目的広場	利用日の7日前
秦野市立野緑地庭球場	庭球場	利用日の7日前
秦野市立野緑地スポーツ広場	多目的広場	利用日の7日前
秦野市寺山スポーツ広場	多目的広場	利用日の7日前
秦野市末広自由広場	多目的広場	利用日の7日前
秦野市栃窪スポーツ広場	多目的広場	利用日の7日前
秦野市テクノスポーツ広場	多目的広場	利用日の7日前
秦野市広畑ふれあいプラザ	全ての場所	利用日の7日前
秦野市末広ふれあいセンター	全ての場所	利用日の7日前
秦野市立本町小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立南小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立東小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立北小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立大根小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立西小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立上小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立広畑小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立渋沢小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立末広小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立南が丘小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立堀川小学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立鶴巻小学校	全ての場所	利用日の3日前

秦野市立本町中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立南中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立東中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立北中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立大根中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立西中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立南が丘中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立渋沢中学校	全ての場所	利用日の3日前
秦野市立鶴巻中学校	全ての場所	利用日の3日前